年金記録問題への取組状況について(平成24年12月7日現在、速報値)

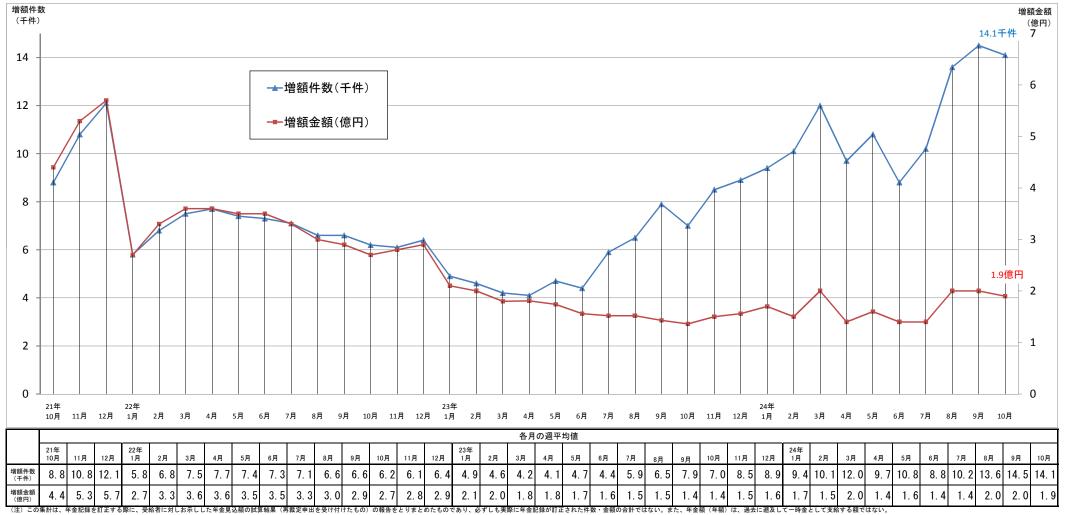
項目		細項目		直近数值	集計時点	前回比·前回数值	前回集計時点
ねんきん特別便・定期便		年金事務所分		1.0万件	24年10月末	1.1万件	24年9月末
(注) 「针工夫儿,同体		機構本部分		0.4万件		0.4万件	
(注)「訂正あり」回答 のうち、「調査中」 件数	ねんきん 定期便	24年3月 までの受付	年金事務所分	0.0万件	24年10月末	0.0万件	24年9月末
			機構本部分	0.0万件		0.0万件	
		24年4月 以降の受付	年金事務所分	0.2万件		0.2万件	
			機構本部分	0.3万件		0.3万件	
5,000万件の未統合記録		18年6月以降の統合数(全体)		1,679.3万件	24年10月末 (累計)	+8.6万件	24年9月末 (累計)
		厚年/国年		1,354.8万件/324.5万件		+7.4万件/+1.2万件	
		男/女		769.8万件/908.7万件		+4.9万件/+3.7万件	
		60歳以上/未満(18年6月時点の年齢)		432.8万件/1,216.3万件		+1.9万件/+6.7万件	
再裁定申出の機構本部への進達		平均処理期間		0.5か月	24年10月末	±0.0か月	24年9月末
		進達に至っていない申出件数		1.8万件		+0.4万件	
再裁定		平均処理期間		2.2か月	24年10月末 (11月15日支払分)	+0.1か月	24年9月末
		未処理件数		4.6万件		+0.7万件	
時効特例給付		平均処理期間		1.7か月	24年10月末 (11月15日支払分)	+0.1か月	24年9月末
		未処理件数		1.7万件		−0.2万件	
記録訂正による年金額(年額)の 増額(※2)(※3)		件数		62.4千件	24年10月分	55.1千件	24年9月分
		年金額増額の総額(概算値)		8.5億円		7.6億円	
記録訂正に伴い新たに受給権が発生した件数		件数		569件	24年10月末 (累計)	562件	24年9月末 (累計)
コールセンター ()外は、年金記録問題に対応する「ねん きん定期便専用ダイヤル」の数値 ()内は一般年金相談の「ねんきんダイヤル」 の数値		応答率		84.4%(68.9%)	24年10月分	88.0%(92.4%)	24年9月分
		応答呼数/総呼数		8.5万件/10.0万件 (48.3万件/70.1万件)		6.6万件/7.5万件 (24.6万件/26.6万件)	
年金事務所の窓口相談		相談窓口の待ち時間(13時時点)が 1時間を超える年金事務所数(延べ数) (全国312事務所)		記録問題専用窓口 (0) 一般年金相談窓口 (26)	24年10月分	記録問題専用窓口(O) 一般年金相談窓口(11)	24年9月分
年金事務所段階における 記録回復件数		国民年金分		1,874件	24年10月末 (累計)	1,860件	24年9月末 (累計)
		厚生年金保険分		12,819件		12,483件	

^(※1) 速報値のため、今後修正があり得る。

^(※2) 年金記録を訂正する際に、年金事務所が受給者に対しお示しした年金見込額の試算結果(再裁定申出を受け付けたもの)の報告をとりまとめたものであり、必ずしも実際に年金記録が訂正された件数・金額の合計ではない。また、年金額(年額)は、過去に遡及して一時金として支給する額ではない。

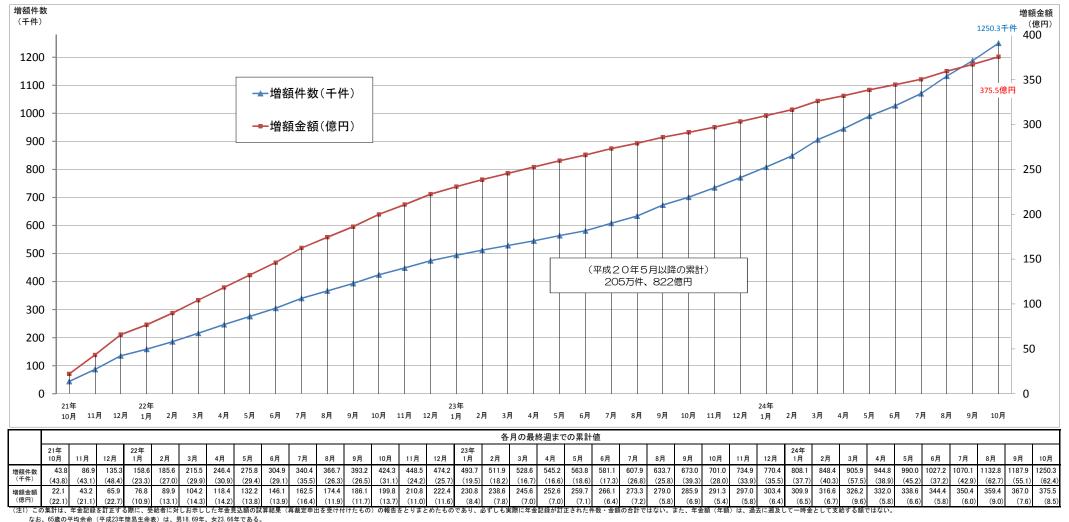
¹件当たりの年金額(年額)増額は平均4.0万円、65歳の平均余命(平成23年簡易生命表)は男:18.69年、女:23.66年。 (※3) 平成20年5月以降の累計は、件数:205万件、年金額増額の総額(概算値):822億円

記録訂正による年金額(年額)の増額[週平均]【平成24年10月末】



⁽注)この集計は、年金記録を訂正する際に、受給者に対しお示しした年金見込額の試算結果 (再裁定申出を受け付けたもの)の報告をとりまとめたものであり、必ずしも実際に年金記録が訂正された件数・金額の合計ではない。また、年金額(年額)は、過去に遡及して一時金として支給する額ではななお、65歳の平均余命(平成23年簡易生命表)は、男18.69年、女23.66年である。

記録訂正による年金額(年額)の増額[累計]【平成24年10月末】



なお、60歳の平均余命(平成23年間易生命表)は、男18.69年、女23.66年であ (注2) 週次報告を始めた平成21年10月からの実績を累計したもの。

⁽注2) 週代報音を始めた十成21年10月からの美額を素計したも (注3) 増額件数、増額金額の括弧内は各月の集計分

〈参考:用語の説明〉

〇ねんきん特別便

全ての受給者・加入者(約1億9百万人)に加入記録を送付(19年12月から20年10月)し、漏れや誤りを本人に確認していただくもの。

「漏れや誤りがある」との回答をいただいたものは記録の確認作業を行い、結果を本人にお知らせしている。 「名寄せ特別便」 基礎年金番号の記録との突合せにより結びつく可能性のある記録があった方へ送付 (19年12月から20年3月)。

「全員特別便」 それ以外の全ての方へ送付(20年4月から10月)。

〇ねんきん定期便

21年4月より、全ての現役加入者の方に対し、年金加入期間、保険料納付額及び年金見込額などを毎年誕生月にお知らせしているもの。

「漏れや誤りがある」との回答をいただいたものは記録の確認作業を行い、結果を本人にお知らせしている。

〇再裁定進達

年金受給者の受給権が発生した日以前の被保険者記録を訂正したことで、年金の決定を改めて行う必要が生じた場合に、その年金決定に係る関係書類を年金事務所から機構本部に送付すること。

〇時効特例給付

平成19年に制定された「厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る事項の特例等に関する法律」に基づき、記録の統合等に伴い新たに判明した年金記録の追加により年金額の増加が図られる場合に、既に時効により消滅した5年より前の期間分の年金についてお支払いするもの。

〇年金事務所段階における記録回復

年金記録の回復の申立てのうち、一定の基準に該当するものは、年金記録確認第三者委員会に送付することなく、年金事務所段階において迅速に記録回復を行うこととしている。

【お問合わせ先】

日本年金機構 記録問題対策部 管野 惠文 森河 礼仁 (電話:03-6892-0754)